

農業用廃棄物の回収について

農業用廃棄物は「産業廃棄物処理法」が適用され、農業者自らの責任によって適正な処理をしなければならぬと定められています。

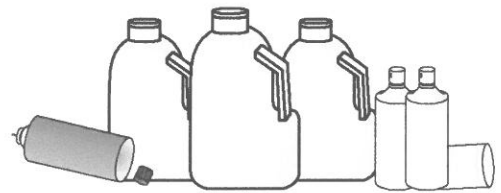
JAでは、各営農センター・資材店にて「廃棄農薬・農薬付着空容器・農薬付着空袋」の回収を行います。ご希望の方は下記の日程・方法に従い回収場所に搬入してください。

1. 回収対象物・回収料金（消費税含む）

- | | | | |
|--------------|----------|--------------|----------|
| ①廃農薬 | 165 円/kg | ②農薬空容器（ポリ容器） | 195 円/kg |
| ③農薬空容器（ビン容器） | 145 円/kg | ④農薬空容器（ブリキ缶） | 195 円/kg |
| ⑤農薬空袋 | 195 円/kg | | |

2. 回収方法

段ボール箱で最高重量は26kg以内



3. 回収場所等

回収場所	回収期間	回収時間
西部営農センター ☎ 025-794-5530	11月15日(月)～18日(木)	9時～15時
川口資材店 ☎ 0258-89-4059	11月13日(土)～14日(日)	8時～12時
東部営農センター ☎ 025-792-2101	11月16日(火)～19日(金)	9時～15時
藪神資材店 ☎ 025-792-6187	11月9日(火)～12日(金)*	10時～16時
北部営農センター ☎ 025-799-3373	11月17日(水)～19日(金)	9時～15時
守門資材店 ☎ 025-797-2231	11月10日(水)～12日(金)*	9時～16時
入広瀬資材店 ☎ 025-796-2550	11月15日(月)～17日(水)	9時～15時

*上記期間内の搬入に間に合わない場合は、東部営農センター、北部営農センターおよび入広瀬資材店へお持ちください。

4. 搬入方法（遵守事項）

- 産業廃棄物処理法により、委任状に記名・捺印が必要です。 **必ず印鑑をご持参ください。**
- 重量で処理料金をいただきます。(小数点第1位切り上げ)
- 処理料金は搬入時に現金またはJA口座よりいただきます。
- 搬入物は、容器形態により分別し、段ボール箱に入れて搬入してください。
- 段ボール箱の種類は、どんな箱でも結構です。
- 水銀剤・PCP剤は回収できません。
- エアゾールタイプの農薬については内容物をすべて出し切った後、本体に穴をあけて不燃ゴミとして出してください。個人で処分できますのでJAでは回収しません。(ゴミの処理については、自治体の指示に従って処理してください。)

**不法投棄は
犯罪です!!**

不法投棄は、5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金またはこれら
が併科されます。